

ファミリー能登羽田便利用旅行助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、のと里山空港利用促進同盟会（以下「同盟会」という。）が、能登—羽田便に搭乗する家族旅行者に対し、ファミリー能登羽田便利用旅行助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、幅広い世代に能登—羽田便の利便性を周知し、継続的な地元利用の促進を図ることを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 この要綱による助成金の交付対象家族（以下「対象家族」という。）は、次の各号を具備する同一世帯で構成された家族とする。

(1) 同盟会に加盟する市町の住民で、のと里山空港ウイング・ネットワーク会員で構成する家族

(2) のと里山空港発を出発便とする能登—羽田定期便に往復搭乗する2人以上の家族
2 助成金の交付対象となる搭乗日は、平成29年4月1日から当分の期間とする。

3 次に掲げる者は助成金交付の対象から除くものとする。

(1) 搭乗日現在、満3歳未満の旅行者（座席を確保し小児料金を支払った満3歳未満の小児については対象者とする。）

(2) 同盟会が主催または旅行事業者と提携して実施する旅行の参加者及び航空運賃の全部または一部に官公庁等の公金が充てられている旅行の参加者

(3) 小学校、中学校または高等学校の修学旅行の参加者

(4) 往復便が同一でない搭乗者

(5) 世帯が同一でない搭乗者

4 対象家族の搭乗機または搭乗予定機が、やむを得ずのと里山空港以外の空港に着陸した場合についても適用する。

(助成金の額)

第3条 同盟会は、対象家族の搭乗者1人に対し3,000円を当該年度予算の範囲内で助成金として交付するものとする。

(交付申請書の提出)

第4条 助成金の申請は、助成金交付申請書と次に掲げる書類を添えて、復路便搭乗後30日以内に会長に提出するものとする。

(1) 住所、氏名、生年月日を証明できる書類

(2) ご搭乗案内（写し）、搭乗証明書のどちらか

2 助成金の申請は、同一世帯につき年度内において2回までとする。

(決定の取り消し及び助成金の返還)

第5条 同盟会は、第4条による助成を決定した後に、虚偽の内容その他不正な手続きにより助成金を受けたことが判明した場合は、助成金交付決定額の全部または一部を取

り消すことができる。

2 対象家族は、前項による取り消しを受けた場合は、速やかに取り消された額を同盟会に返還しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、同盟会会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。